

# 荒廃農地解消のためのフローチャート

荒廃農地を解消したい

事業費

200万円以上

200万円未満

1者

2者以上

困難

可能

可能

困難

困難

可能

困難

可能

◆農業用排水施設整備と併せて荒廃農地を再生

- ・水利施設等保全高度化事業  
20ha以上（中山間地域は10ha以上）等
- ・農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）  
20ha以上 等

◆農地整備と併せて荒廃農地を再生

- ・国営緊急農地再編整備事業  
400ha以上（基幹事業（区画整理）200ha以上）
- ・農業競争力強化農地整備事業  
20ha以上（中山間地域型、中山間傾斜農地型は10ha以上）等
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業  
10ha以上（中山間地域は5ha以上）等
- ・農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）  
20ha以上 等

◆荒廃農地を再生して公共施設用地や市民農園等を整備

- ・農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）  
10ha以上（農地環境整備型） 等

◆簡易な農地整備と併せて荒廃農地を再生

- ・農地耕作条件改善事業  
農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- ・中山間地域所得向上支援事業  
中山間地域等を対象  
中山間地域所得向上計画の策定が必要

◆既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地を再生

- ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）  
農林漁業者3名以上  
活性化計画を策定  
畑地を対象

◆地域・集落の共同活動で荒廃農地の発生防止・再生を実施

- ・多面的機能支払交付金  
活動組織等の設立
- ・中山間地域等直接支払交付金  
中山間地域等を対象  
集落協定等を締結

◆都道府県、市町村単独事業

◆自助努力

(注)各事業には上記フローチャート以外の事業実施要件が定められています。